

給付年金コーナー

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得基準】 118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き学生納付特例制度承認を希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

◆ 介護保険料の納め忘れはありませんか ◆

介護保険は支え合いの制度です。介護保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

介護サービスが必要となった時のために安心してサービスが利用できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。災害等の特別な事情がなく滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。納付が困難な場合は、そのままにせず介護保険担当までご相談ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

5月の納期

- 固定資産税納期限（第1期分）
- 軽自動車税納期限（全期分）

納期限は6月1日(月)です。口座振替の場合は5月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111
固定資産税 税務会計課課税担当 内線113
軽自動車税 税務会計課課税担当 内線112